平成２１年（フ）第１２８２号
広島市佐伯区河内南２―25―９、住民票上の住所広島市佐伯区八幡３丁目22番33―201号
債務者　板垣登美子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３０６号
広島市中区東千田町２丁目４番２号
債務者　綿木　利男
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３２８号
広島市中区鶴見町５番８―302号
債務者　元山　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３９１号
広島市西区己斐上３丁目47番11号
債務者　倉澤　泰幸
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３９２号
広島市西区己斐上３丁目47番11号
債務者　倉澤　直身
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４５８号
北九州市門司区大里東１丁目５番１号
債務者　嶋田　建一
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３９１号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘２丁目22番16号―102号
債務者　下園すみ子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４２３号
鹿児島県日置市伊集院町大田1874番地
債務者　日髙　直昭
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４２４号
鹿児島県鹿児島市中山町5129番地
債務者　谷口　美保
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４３７号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口1295番地１センチュリーⅡ105
債務者　笠毛　　歩
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４４６号
鹿児島県鹿児島市喜入中名町2969番地
債務者　徳永千枝美
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４５２号
鹿児島県鹿児島市吉野町1497番地
債務者　平之山藤雄
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４８４号
鹿児島県鹿児島市平之町７番７―501号
債務者　朝野奈穂子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４８６号
鹿児島県鹿児島市下福元町7480番地59
債務者　住吉　　裕
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５００号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目29番２号ヤマトビル203号
債務者　入来　智子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
北海道苫小牧市光洋町１丁目８番12号　光洋町マンションＢ101号
債務者　宇野　和美
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２１１号
北海道苫小牧市新中野町３丁目７番１号　ハイツまるいＮＯ22―208号
債務者　西村千恵子（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部